

前期シュタインの社会思想研究1 ギゾー

Wie studierte der junge Stein die Geschichte der sozialen Gedanken? (1) Guizot

柴田 隆行

Takayuki SHIBATA

1. はじめに

ドイツの国家学者ローレンツ・シュタインは、青年時代の一時期すなわち1841年10月から1843年3月にかけてパリに留学し、フランス法史を学んだが、同時にそこで、フランスの社会政治情勢に関する新聞記事を書いたり、フランスにおけるドイツ人の行動についてプロイセン内務大臣宛に「秘密」報告書を書いたり、さらには、著名な社会主義者や共産主義者と交際してフランスの新しい社会思想を学んだりした。今回ここで明らかにする予定のことからは、それらとは別に、シュタインがパリ留学中およびその前後に読んだと思われる社会思想史文献についてである。法史に関する文献に限らず、シュタインがパリ留学で学んだ現実的社会情勢、社会主義と共産主義、そして社会思想史は、かれのその後の学的体系構築に絶大な影響を及ぼした。

このことを具体的に明らかにするために、私は北ドイツの港町キールにあるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館所蔵のシュタイン遺稿ならびにキール大学ローレンツ・フォン・シュタイン行政学研究所所蔵のシュタイン文庫（いまは上記州立図書館に移管）を調査・解読すべく1997年度に1年間キールに滞在した。それからすでに数年を経ているが、それは同時に進めていたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国独立運動の調査に専念していたからである。⁽¹⁾ この研究が一段落ついたので、ようやくこちらの課題に取り組むことができるようになったわけである。

シュタインがパリ留学中およびその後のキール時代にとったと思われるノートには、著名なものだけでもつぎのような人名が見られる。

1.7:04 (Paris, 1841-1842という遺稿编者ボックマンによるメモがある) という整理番号がつけられた206葉のノートには、フランス史に関する多数の文献のほか、デュパン、ティエリ、ギゾーらの著作からの抜粋、1.7:05 (1840-50とのボックマンによるメモあり) 159葉のノートには、ダールマン、マルテンス、ピュラウ、ルソー、モンテスキュー、マキアベルリ、ボーダン、アリストテレス、リ

スト、アダム・スミス、シュミット、ファラティ、マルサスなど、1.7:06のノート149葉には、モール、ツァハーリエ、マコーレー、ギゾー、ガンス、ファルクからの抜粋のほか、タシュケが解説し公開したシュタイン自身の「ドイツ一般国法」についての講義ノートなどがある。⁽²⁾

したがって、今回ここで取りあげるのは、シュタインの社会思想史研究のうちのごく一部にすぎない。まず第1回目は、かれのパリ留学の1つの予期せぬ成果と言える『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』(1842年刊)に痕跡を残しているギゾー研究を取りあげる。ついで、第2回目以降、アリストテレス、モンテスキュー、ルソー、アダム・スミス、リストについて順次取りあげる予定でいる。

1 シュタインとギゾー

最初に、シュタインがギゾーをどのように扱っているかについての概観を得ておきたい。

シュタインの蔵書にはギゾーの著書が4点ある。『現代史講義』(*Cours d'histoire moderne*, Bruxelles 1829.蔵書番号 Xst 1050。以下同じ)、『フランスの民主主義について』(*De la démocratie en France*, Bruxelles 1849. Xst 1051)、そのドイツ語訳 (*Ueber die Demokratie in Frankreich*, aus dem Fr. von Dr. A. Reclam, Leipzig 1849. Xst 1052)、『フランス史論 第5版』(*Essais sur l'histoire de France*, 5.éd., Paris 1841. Xst 1053)である。後述する『ヨーロッパ文明史』は見あたらない。

『フランスの民主主義について』のフランス語版に若干の書き込みがあるほか、そのドイツ語版では数カ所下線が引かれている箇所が見られる。この2冊は1849年に発行されたものであるので、シュタインのパリ留学の時期からはかなり遅れている。1849年当時のシュタインの関心は労働の価値に大きく傾いており⁽³⁾、その観点でアダム・スミスの『国富論』なども読んでいたが、ここでも、「新たな文明にとって誇りうるのは、労働の道徳的価値とその重要性に対する理解」であり、「労働を軽蔑し無為を誇ることこそ社会が剥き出しの暴力の圧力に屈するか退廃に抗するかの確かな兆候である」(ドイツ語訳33-34頁)というギゾーの言葉に下線を引いて注目している。しかし、このような下線箇所は多くはなく、他の著作と比べてシュタインがとくにギゾーを熱心に読んだとは、書き込みなどからは言い切れない。フランス語版の表紙裏に、*le Partie de l'Ordre* (1848年革命に対抗してつくられた保守派)という鉛筆によるメモ書きがある点は興味深い。48年革命で挫折を味わったシュタインはこれをどのような気持ちで記したのであろうか。

シュタイン遺稿には、1.7: 04という記号でまとめられているノートの73枚目の裏に『ヨーロッパ文明史』第2講からの短い抜粋があるほか、1.7: 06のノートの98-101頁に『現代史講義』からの抜粋がある。残念ながら、それについて紹介する材料がいまは手元にない。

つぎに、ギゾーに言及しているシュタイン前期(キール時代を前期、ウィーン時代を後期と呼ぶ

ことにする)の著書・論文として、つぎのものがある。『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』(*Die Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs. Ein Beitrag zur Geschichte*, Leipzig 1842)、『フランスの市庁制度』(*Die Municipalverfassung Frankreichs*, Leipzig 1843)、『現代年誌』掲載の書評論文 (Zur Charakteristik der deutschen und französischen Rechtsgeschichtschreibung, in: *Jahrbücher der Gegenwart*, No.57, October 1843)、『一般文芸新聞』掲載の書評論文2本 (Die Reichs- und Rechtsgeschichte Frankreichs. Etudes sur l'histoire, les lois et les institutions de l'époque Mérovingienne par M.J. de Pétigny u.s.w., in: *Allgemeine Literatur- Zeitung*, 137, Mai 1844ならびに *Geschichte. Historische Schriften und Abhandlungen von Fr. A. Mignet u.s.w.*, in: *Allgemeine Literatur- Zeitung*, 227, September 1844)、『アウグスブルク一般新聞』掲載の書評論文 (Guizot und Thiers, in: *Augusburger Allgemeine Zeitung*, 5.4.1849, S.1458-1460, und 6.4.1849, S. 1473-1475)、そして1850年刊の『1789年から現代までのフランスにおける社会運動の歴史』第3巻 (*Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage*, Bd.3, Leipzig 1850)。

ところで、ギゾー (Guizot, François Pierre Guillaume, 1787-1874) はフランスの著名な文筆家にして政治家である。『現代史講義』(1820年、28-30年)、『フランスの民主主義について』(1821年)、『フランス史論』(1823年)、『イギリス革命史』(1826-27年)、『ヨーロッパ文明史』(1828年)、『フランス文明史』(1828-30年)などの著作があり、また、自由主義的な純理派として活動した。1830年の七月革命後内務大臣、文部大臣、外務大臣を歴任、47年9月には首相に任命されたが、二月革命で失脚しイギリスに亡命、49年帰国後は著述業に専念した。首相としていっさいの社会的政治的改革を拒否したため、マルクスとエンゲルスから共産主義に対抗して神聖な同盟を結んでいる一員としてメッテルニヒとともに名指しで非難され(『共産党宣言』)、またブルジョアの利害の代弁者と評されている(『ブリュメール18日』)。その一方で、エンゲルスの『フォイエルバッハ論』ではギゾーの文明史論が階級闘争史観の先駆になっていると評価されている。

シュタインが論じているのは、主として歴史家としてのギゾーであり、さらに限定して言えば、文明史論者としてのギゾーである。だが、政治家としてのギゾーにまったく触れていないわけではなく、1849年4月の新聞掲載書評論文「ギゾーとティエリ」や、1848年の二月革命を扱った『フランスにおける社会運動の歴史』第3巻(1850年)などではギゾーの政治活動についての言及も見られる。上で言及したギゾー『現代史講義』ドイツ語訳のなかにある、「民主主義という言葉は、人類のすべての希望、すべての社会的野心の旗印である。たとえそれが純粋だろうと不純だろうと、高貴だろうと卑俗だろうと、合理的だろうと無意味だろうと、可能だろうとキメラ的だろうと」という箇所(S.6)にシュタインは下線を引いて注目しているのはその一例と言えるだろう。

また、「ギゾーとティエリ」でシュタインはつぎのように述べている。ギゾーは共和国反対派の先頭に立っており、立憲主義の殉教者であって、ギゾーにとって革命とその結果はフランスの不幸にすぎなかった。ギゾーによれば、古い国家形態と古い統治活動だけがフランスと文明を救うことが

できたはずだった。民主主義は最悪の政府を産む。民主的共和国は社会的平和と政治的自由を最高の危険にもたらす。このようにギゾーは主張する。だが、ギゾーはフランスの幸福を王政にも期待しない。かれはフランス社会の保守層の団結を求める。勃興する民主主義の流れに対抗するためには保守層が一致団結しなければならない。この団結がなければ「民主主義がフランスを滅ぼし、またフランスとともに民主主義そのものをも滅ぼすだろう」と、ギゾーは『フランスの民主主義について』のなかで書いている。しかしながら、とシュタインは指摘する、ギゾーの断固とした保守的確信は王政の利害を損ね、そのぶん共和政に有利に働くことになるだろう。「ギゾーのような人たちだけが、フランスの共和政を救うだろう。フランス王国にとってこのような人物はすでに大勢いたのだ」とシュタインは書いている。1848年革命に挫折し、革命ではなく、国家による社会改良に道を求めたシュタインの心情が反映していると思われる一節である。

さて、われわれは本来の主題に戻り、シュタインのパリ留学とその後数年の学的活動においてギゾーの思想がかれに与えた影響関係の有無を調べることにしよう。

2 1842年著作に見る「文明」と「人格性」

シュタインがギゾーから学んだと思われる最大の学的成果はかれの文明論である。シュタインはパリ留学中に、革命後のフランスの社会生活をつぶさに観察し、市民が今後いっそうプロレタリアート化して、社会主義と共産主義に染まって行く傾向を目の当たりにした。そしてこの傾向が必ずやドイツにも伝染し、社会を内部から崩壊させることになるだろうと予感した。そこでかれは、社会主義と共産主義がたんなるユートピア思想ではなく、現代社会の構造から必然的に生まれる思想であることを見抜き、それを科学的に分析しようと努めた。その1つの成果が、1842年に公刊された『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』だった。⁽⁴⁾

冒頭でシュタインはつぎのように述べている。フランスでは純粹に政治的な運動の時代はすでに終わっている。それに劣らず強力で深刻な別の時代が始まっている。前世紀末には国民の一身分が国家に反抗したが、いまや国民の一階級が社会を転覆することを目論んでいる。したがって、つぎに起こりうる革命はいまや社会革命でしかない、と (S.III./3頁)。この社会革命は現実には社会主義と共産主義という運動として展開されている。ルイ・レポーは『現代の改革家ならびに近代社会主義者サン・シモン、シャルル・フーリエ、ロバート・オーウェンについての研究』(第2版1841年)でフランスの新しい改革運動を的確に紹介しているが、社会の思想や社会の歴史に言及せず、ましてプロレタリアートの思想には一度も触れていない (S.VII./8頁)。だが、とシュタインは強調する、「社会主義と共産主義を1つの全体として、すなわちこれまでひそかに進行していた現代史の生活過程のまとまった成果として、捉えたいと思うなら、プロレタリアートや社会という概念、所有や産業の社会的意義、国民の教養や階級の本質などを不明のままにしておくことはできない」(S.IX./10

頁)と。

ところで、シュタインが社会主義と共産主義ないしプロレタリアートとそれらを産み出すフランスの社会そのものを科学的に分析する際に手がかりとしたのが、ギゾーの文明論であった。シュタインはギゾーの文明論にならって、プロレタリアートの社会的発生原因を明らかにしようと努めている。ただし、この試みは初版のみにとどまり、1848年に公刊した本書の第2版では文明論の部分をすべて切り捨て、もはや「文明」という言葉はいっさい使われていない。

第2版第1章を復刻したマンフレッド・ハーンは、社会主義と共産主義についての記述は初版も第2版もほとんど変わりがないが、第1章は、章題もただの「プロレタリアート」から「社会とプロレタリアート」に変えられ、その内容も全面的に書き換えられているとして、「初版ではプロレタリアートについてはわずかしか扱われていず、その代わりに文明概念についての冗長な反省が背負わされていた。この反省を放棄することでいまやプロレタリアートについての有用な構想が展開されることになった」と評している。⁽⁵⁾

本書の内容を詳述している大井正は、もっと厳しい見方をしている。大井によれば、シュタインが文明を説明しようとして技芸や学問、教養、国法上の自由、人格上の自由などの言葉を用いても、「こういう多義的な用語によって規定される『文明』が、多義的になるのはとうぜんである」からして、最後にシュタインは文明論にも行きづまる、と。⁽⁶⁾ 大井は、後述する「人格性」概念についても、「ドイツ哲学ゆずりの〈人格性〉という概念がシュタインの叙述をこのように混乱させ、難解にさせて」おり、「わたしのみるところでは、この〈人格性〉というドイツ的概念は、フランスの現象を見事に把握したとはいえない。むしろ、フランスの現象を分析するのに、混乱をもたらしたように思われる」と評している。⁽⁷⁾

だが、ほんとうに、ハーンや大井が評するように、シュタインの文明論はたんなる重荷であり、最後は行きづまるものなのだろうか。結論を急がずに、テキストに即して検証することにしよう。

シュタインはまず、「神が精神的かつ物質的な恵みを分かち与える際にその神によってさえ忘れられてしまった人びと」としてプロレタリアートを定義する。プロレタリアートはローマ帝政期の愚民(プレブス)とは違う、と言う。プロレタリアートは「社会生活上の地位を築く基盤としての教養も所有もないが、しかし人格に初めて価値を賦与するこのような財貨を持たないでいることはできないと感じている人びとの階級全体」(S.7./18頁)である。彼らは働くことを望んでいる。しかも喜んで、思う存分に。彼らの不満は、自分の仕事に対する報酬と自分にふさわしい評価が正当に与えられていない点にある (S.14./27頁)。

プロレタリアートをこのように定義したのち、シュタインはギゾーの文明論に言及する。

「周知のように、ギゾーは文明の歴史を書くことを企てた。彼の思想は大胆であり、たしかに注目に値する」。だが、ギゾーの文明理解は常識を越えない。これでは実際にはほとんど何も得るところがない。現在「文明」という言葉は頻繁に使われており、たしかにこれによってこれまでの歴史の空隙を埋めることができる。だが、この言葉の背後には、きわめて多くの曖昧さが隠されている。

だから、文明の概念についてもっと多く議論を展開させる必要がある。いまや「文明とは何かについて確固たる見解が得られなかったら、まさにゲルマン的プロレタリアートの本質を完全に理解することはけっしてできない」からである (S.15-16./29頁)。

それでは、シュタイン自身は文明をどのように定義するのだろうか。長いが引用する。

「たとえば、一つの技芸、あるいはまたあらゆる技芸を文明とみなそうとも、文明の概念としては満足のいくものではないだろう。それに科学を加えても同様である。文明はもっと幅広い。われわれが教養と呼んでいるものすべてをひっぱり込まなければならないであろう。それでも不十分である。もし真に教養を身につけているのが少数の人だけで、国民大衆は無知であるならば、そのような国では文明はいまだ多くの前進を遂げなければならないと言えよう。それゆえ人びとは、教養の理念のもとにさえとどまることはできない。仮に国民が完全に教養を身につけていても、その国民が完全な専制支配や独裁支配に服従しているならば、文明は、その真の頂点からは未だ遠く隔たっていると明らかに判断しうるだろう。だが、これでもまだ十分論じ尽くしていない。前世紀のドイツ人のように法的に他者に従属する一つの特有な身分をかかえているか、あるいは昔の農奴のように他の人びとより世間の尊敬をよく受けていながら、人間性にふさわしくない地位から自らを解放することができない階級を抱えている国民を、文明化された国民と呼べるだろうか。けっしてできない。文明の理念には、教養だけではなく、国法上の自由と同時に人格上の自由が含まれる。この両者はまた、個人の排他的な財貨としてではなく、万人にとって実際に共通する財貨としてある」(S.16./29-30頁)。

このように、シュタインの「文明」概念には、技芸 (Kunst)、科学 (Wissenschaft)、教養 (Bildung)、国法上 (staatlich) の自由、人格上 (persönlich) の自由、万人共通の財貨 (Güter) などが含まれる。大井正が指摘するように、これらはいずれもそれ自体きわめて多義的な概念である。シュタインの「文明」概念を一言でまとめれば、普遍的財貨の平等な分配ということになると思われるが、それでもまだ、いわば外延が指摘されているだけであって、その内包が明らかにされていず、これだけではギゾーの「文明」概念を批判できない。

シュタインはつぎにこの「文明」概念を、さらにその歴史的な形態に従って2つに大別する。1つは「本質的に自己を制約する普遍的な財貨という理念」であり、もう1つは「国家における諸個人のこの財貨に対する現実的關係、すなわち諸個人がこの財貨の分配に際してとる形態、つまり人間の社会形態」である。

わかりにくいのが、おそらく、「文明」概念を本質論と現実論とに分け、本質論的に言えば文明は普遍的財貨であるが、現実にはその普遍的財貨の分配が問題になることから、両者のあいだにさまざまな矛盾が生じるというのであろう。あるいはむしろ、この矛盾の解決過程が現実のさまざまな社会問題として現象し、社会主義や共産主義といった思想に基づく社会運動に結びついて行くとも言える。したがって、逆に言えば、プロレタリアートや社会主義と共産主義などの発生する原因は文明の展開過程のなかに求められなければならないということになる。

シュタインは文明化の過程をつぎのように叙述している。文明の概念には普遍的財貨の概念が含まれる。この財貨が占有者の概念を決定する。ここに人類の世界と生活がうかがえる。しかるに、普遍的なものの概念には、個別的なもの、つまり人格の概念が含まれる。文明は、普遍的財貨として、普遍的なものと同時に占有する個別的なものをも規定する。それゆえ、普遍的財貨の概念は個別的占有者の概念によって侵される。個別的占有者が普遍的財貨の占有者ということになる。こうして、普遍的財貨はなくなり、ただ最高の占有制を維持する全能の占有者だけが存在することになる。文明の概念は、自己展開しつつ歴史の運動のなかにその姿を現す。個人がまだ自立化していない財産共同体とか共同統治体といった曖昧なものから、貴族や絶対君主による個人的一元支配が出現する。しかし、これで終わりというわけではない。個別的なものから多数が生じる。つまり、個別的な占有者は多数の占有者へと拡がって行く。万人が平等な財貨の持ち主となる。万人に平等な財貨がそれぞれ本質上同じものと捉えられると、それは共通の財貨とされる。こうして円環が閉じられたかのように見える。というのも、個別的な占有者と普遍的な財貨との統一は、個別者が自分自身の占有のなかに同時に他のすべての人たちに共通の財貨を認めることによって、つくられるからである。そして、「この個別的占有者と普遍的財貨との統一こそ文明にほかならない」(S.19./34頁)。

ところが、とシュタインは言う、この多数には、それとは反対のもの、つまり全体のなかの第二の多数が含まれる。前者の多数は全体の一部にすぎない。万人のなかの一部分が、本質上万人に共通であるはずの財貨を占有していることになる。ここに新たな矛盾が生じる。この矛盾は、歴史のなかでは身分の差として現れる。こうして第二の歩みが始まる。すなわち、個別的な人格の概念から、人格一般すなわち人格性の概念への移行が始まる。そして、人格一般の概念が初めて各部分のすべての区別を解消する。「文明の概念は、いまや人格性の概念が出現することによって、終局的な統一に達する」(S.20./34頁)⁽⁸⁾。

文明が普遍的財貨に対して占有者として対立させた個人は、人格一般にまで高まり、人格性そのものが普遍的財貨の占有者となる。すべての人格において最高の占有が実現されることにより、この最高の占有は、ふたたび万人に共通の、真に普遍的な財貨となる。そして、理念のこの最も力強い運動を前にして、それ自体真実でない古い身分上の区別は崩壊する。こうして、絶対君主権に代わって国民の自己統治が現れる。「文明の概念が外見的に示した矛盾は、これによって解決される」(ibid.)。豊かな普遍的財貨が、個人的占有によるものではなく、人格性そのものの概念によって占有されるまでの文明史は、いずれも矛盾に満ちたものであった。文明は、この矛盾をさらけ出し、自分の内容をすべての人格に差し出し、各人を完全な占有者にするまで、その歩みをとめることはない。

しかしながら、あるいは、まさにそれゆえに、文明の歩みはいまだ完遂したとは言えない。「プロレタリアートの状態が文明の法則と矛盾する」(S.24./39頁)からである。それならば、いったいプロレタリアートとは何であろうか。—まさにこの問いをもって初めて、本書本文が始まると言うべきであろう。

さて、教養の条件は、とシュタインは言う、少なくとも十分な余暇と適切な教育である。「この両者は、収入を得ることに自分の時間を費やさなくても済むような物質的手段を意のままにし、自由に教師につけるということを必然的に前提とする」(ibid.)。教養は、社会と人間一般のより高次の生活に参加するための条件である、とも言える。このような教養に与ることを欲し、またその資格を持ちながら、それから最も遠い存在がプロレタリアートである。なぜそうなるのか。その原因は、占有の排他性にある。名誉や知識や国法は同時に2人の人に占有されることが可能だが、一箇同一の財貨ではそれは不可能である。だが、「占有こそ、絶対的に要請された文明を実現するための条件である」(S.24./40頁)。そうならば、この矛盾はどのように解決すべきか。「占有の排他性は、人格的所有の権利として確立される。したがってここに、文明に真に敵対するものがある」と見なければならぬ。「人格的所有の概念は文明の概念と矛盾する。人間社会の最高理念を実現する可能性は、物質的占有物の偶然的分配の事実関係によってはっきりと否定される」(S.25./40頁)。この矛盾の解決こそ、「社会主義の追求する一般理念であり、文明の内的歴史からすれば、社会主義のより深遠な意義である。社会主義の真理とは、その結果ではなく、その努力である」(S.26f./42頁)。

このように述べて、シュタインは文明論を社会主義論へと展開する。逆に言えば、社会主義を文明論によって説明しようとする。社会主義の課題は、とシュタインは言う、占有と人格的所有の持つ根本的矛盾を解明し、文明化過程のなかに人格性の発展の必然性をつかみとることである。「国民の無産大衆のなかにさえ、絶対的人格性の理念と人格的所有との間に和解がありうるかどうかについての疑念が生じ始めた。無産大衆のなかでこの疑念に対して熱狂的な否定をもって臨む層がしだいに増大し、目立ち始めてきた。その和解は法律的には不可能だという信念が目覚めた。群衆は、自分たちの要求に従順に仕える原理のまわりに結集する。貧困な、労働し苦悩する階級から、すべてを否定する強力で危険な統一体、すなわちプロレタリアートが生まれる」(S.28./43-44頁)。

この解決方法として、人格的所有そのものの全面的否定に向かうものがある。それが共産主義である。これに対して、「人格的所有を最高の方法で合法化すること、および文明の不可避的要求と人格的所有との和解に関する倫理的問題」に専念するのが、社会主義であり、「社会科学」である(S.130./165頁)。それは、「文明の現象であるプロレタリアートそのものを、現代の歴史的発展の不可避的な結果として示す」ものである。人格的所有を前提として認めて、分配の平等を求めるのが社会主義であり、共産主義は人格的所有そのものを否定して平等を実現しようとする、というのがシュタインによる両者の定義の基本であり、その上でかれは社会主義に対して一定の共感を覚えているようだ。⁽⁹⁾

ところで、フランスとは異なり、ドイツではまだプロレタリアートを論ずるまでに機は熟していない。あるいは、「そのようなものは存在しないだろうと言っても、おそらくけって大胆すぎることはない」、とシュタインは(期待して)言う(S.29./45頁)。したがって、「文明一般の現代史のなかでプロレタリアートを叙述することは、この辺で終わりにしなければならない。プロレタリアートの一般的本質に関する研究は、思想の領域のなかで続行できるだけである」と続ける。さらに、

「概念の発展のなかでプロレタリアートの理念の本来の意義が人格性の理念と同一視され、そしてこの人格性の理念からすべての疑いを解く鍵が生じたように、フランスにおいて非占有者階級は、平等の思想をスローガンに掲げ、また平等によって規定された社会以外の社会を望まない。こうして、平等の原理、つまり人格性の理念のこのフランス的形態は、一般には社会の発展、特殊プロレタリアートの発展において、その真に歴史的な意義を獲得する」(S.30./47頁)とシュタインは述べて、第2章以降第9章まで、フランス史における平等原理の発展に関する歴史的分析に専念する。

シュタインは、このような文明と人格性概念を駆使した社会分析を、第2版でははっきりと切り捨て、すなわち、初版原書9頁末から31頁までの叙述を全面的に書き改め、分量もこれまでの21頁から65頁と大幅に増やして、1850年刊の大著『1789年から現代までのフランスにおける社会運動の歴史』(全3巻)を準備するかのようになり、「社会」概念とその一般法則の叙述に紙面を捧げることになる。そこには、とりわけ「文明」概念はまったく見られない。だが、その一方で、「人格性」概念の方は捨てられることなく、むしろシュタインの社会思想や国家学の鍵概念にまで成長している。「文明」概念の説明に使われた「人格性」概念が、いまやその立場を逆転させて、中心概念となっている。文明が普遍的財貨であるとして、それと占有ないし人格的所有との関係、さらには人格性との関係を明らかにすることは、社会ないし現代史を解明する際に大きく貢献するとわれわれには思われるが、シュタインはなぜか「文明」概念を切り捨ててしまった。この問題を解明するために、ここでわれわれはギゾーの文明論を読むことにしよう。

3 ギゾーの文明論からシュタインが学びとったもの

ギゾーの『ヨーロッパ文明史』は、1828年にソルボンヌ大学で14回にわたって行われた講義録である。その内容は、副題にもあるとおり、ローマ帝国の崩壊よりフランス革命にいたるヨーロッパ文明史である。具体的には、第1講で文明についての概観が与えられたのち、第2講から、古代文明の単一性、近代文明の多様性、都市の優位、政治上の正統性、文明の原理としての秩序要求、封建制度に対する民衆の怨恨、教会と諸王との関係、教会内における統治者と被統治者の分離、封建的教会、自治体の解放、文明に対する十字軍の効果、王権の役割、ハンザ同盟、フランス三部会、イギリスの議会、文芸復興、宗教改革、イギリス革命、17世紀のヨーロッパにおけるフランスの優位、18世紀のフランスについて語られている。⁽¹⁰⁾

まず最初に、この講義の目的が語られる。すなわちそれは、文明の発展から見たヨーロッパの近代史の概観、ヨーロッパ文明の、その起源、その進行、その目的、その性質の歴史に関する全般的一瞥である、と。起源と進行と言うからには、「ヨーロッパ文明」なるものがすでに事実として存在すると想定されているのでなければならない。ギゾーによれば、「ヨーロッパのさまざまな国家の文明中に一種の統一性が顕著であること、時と処と事情の点で大いに多様でありながらどこにおいて

もこの文明はほとんど相似た事実から生じ、同じ原理に連繋し、ほとんどどこにおいても類似の結果を惹起する傾向を有すること」(3頁)は明白だという。だが、もしそうであるならば、ギゾーにおいて文明とはそもそもどのようなものとして考えられているのだろうか。

ギゾーは語る。「文明は他の事実と同じく1つの事実であり、他の一切の事実と同じように研究し、叙述し、物語ることのできる事実」である。しかし、文明として明らかにされる事実は、「歴史の哲学的部分と呼び慣わされているもの、すなわち事件の関係、事件を結び合わせている紐帯、事件の原因および結果」(5頁)のことであり、眼に見えない「複合した事実」(6頁)であって、これを判別し、明瞭な生々とした形をもって表示することは容易でない。だがそれにもかかわらず、「依然として歴史の根本部分をなすものであり」(5頁)、「依然として存在し、依然として叙述し語られる権利を有」(6頁)するものである、と。

だが、これだけであれば、それはいわば「歴史の哲学的部分」であり、あるいはせいぜい歴史哲学であって、あえて「文明」という概念を用いる必要はないのではないか。「明快、社交性、共感フランスの、その文明の、特有の性格」(5頁)であるとしても、それで文明の概念が明らかになるわけではない。

「諸君、実際、文明という事実は最高度の事実、その他の一切の事実がそこに帰結し、その内に要約される普遍的、決定的事実であるようには見えませんか。一国民の歴史を構成している一切の事実、通例一国民の生活の要素とみなされているものを取り上げて見たまえ、その制度、商業、産業、戦争、その統治のあらゆる細部を取り上げて見たまえ。これらの事実をその全般について、その関連について観察しようとするとき、それらの事実を評価し判断しようとするとき、我々はそれらになにをたずねるでありましょうか。我々はそれらがいかなる点でこの国民の文明に貢献したか、いかなる役割をそこで演じたか、いかに参加したか、いかなる影響を与えたかと問うのであります」(6頁)。

このような説明では、文明について何も明らかにならない。「文明は大洋のようなものであって、それは国民の富をつくり、国民生活の一切の要素、その生存の一切の力が、その懐に集中してくる」(7頁)ものだという説明も、現象を語るだけで、その内容は依然として不明のままである。「文明」という言葉は昔から使われており、それには明瞭と曖昧、広狭の差異があるとギゾーは認めている(8頁)が、その明瞭な定義は示されていない。それが、宗教、科学、文学、芸術、すべての知的および精神的快楽を含むものであることが文面からようやくうかがえる程度である。

文明の中身はこの程度のものであるが、ギゾーによって明確に宣言されている「文明」の特徴が別に1つある。それは、文明が「進歩、発展という事実」(10頁)を含むという点である。「進歩、発展の観念は文明という言葉の内に含まれている基本的な観念である」(同上)。したがって、依然として抽象性を残しながらではあるが、ギゾーにとって文明とは、「社会的生活の発展と個人的活力の発展、社会の進歩と人間性の進歩」(12頁)のことだと見ることができるだろう。

このようなギゾーの文明論に対して、すでに見たように、シュタインはそれを常識の域を出ない

とし、これでは実際には何の得るところもないと酷評する。たしかに、文明の定義が明確ではなく、それが進歩史観と結びついているというだけでは、あえて「文明」という概念を持ち出すまでもない。だが、前期シュタインの社会理論に関して学位論文を書いたイブラヒムは、思想的にも史実的にも内容豊かなギゾーの文明史論のなかに、シュタインがその文明概念にしか注目せず、またそこから進歩史観しか見いださないのであれば、ギゾーもシュタインも大差ない、と評している。⁽¹¹⁾ もっとも、シュタインによれば、文明の歴史の内容は、「かの占有制そのものの発展にほかならないし、他方では精神的進歩の行程にほかならない。占有制はこの行程を通じて諸個人の手に移り、彼らの精神を高揚させ、彼らの生活を改善し、そして諸国民の粗野と困窮を終わらせ、快活で力強い生活をもたらすのである。諸個人はまさに人間であるがゆえに、それぞれにこのような生活に参与する資格があるはずである」(『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』S.17./30頁)。このように、シュタインはギゾーの文明史論を発展させて、人類の物質的發展と精神的進歩について語っているが、これについてもイブラヒムは、ギゾーもすでに、シュタインを待つまでもなく、人類の知的道徳的發展だけではなく、その社会的発展も含めて文明を捉えている、という。⁽¹²⁾ だが問題は、ギゾーとシュタインの先陣争いにあるのではない。文明の発展についての議論がどこまで現実にコミットしうるかが問われる。この点で参考になるのが、シュタイン文庫に収められている、1844年に公刊されたハールコルトの『下層階級の文明化と解放に対する障害についての註』(Friedrich Harkort: *Bemerkungen über die Hindernisse der Civilisation und Emancipation der untern Klassen. Fortsetzung der "Bemerkungen über die Preu ßische Volksschule."* Elberfeld, 1844)である。ここでハールコルトはギゾーの文明論に言及しつつ、ブランキの言葉「学問の真の目的は、文明の幸福へできるだけ多くのひとを参加させることにある」を引用している。そしてかれは、ギゾーやシュタインと同様に、文明の幸福には物質的財貨の占有だけではなく精神的能力の形成も含まれるとする一方で、たしかに物理的労働力は知的指導力を必要とするとしても、後者が民族のなかで発展すればするほど、「いかなる賤民も生命の食卓につくことはない」とブランキが言うところまで人類は後退する、と主張する (S.9f.)。ハールコルトは社会主義や共産主義を「社会の最も危険な敵」と形容する (S.77) 立場に立つのだが、目前の下層貧民階級の境遇改善という課題を解決するためにギゾーの文明論を生かそうとしている姿勢がうかがえる。ハールコルトのこの本は1842年のシュタイン著作よりも後のものであるが、ギゾー文明論を扱うにあたって両者に通ずるものがあると思われる。

さて、われわれはふたたびシュタインによるギゾー論に戻ることにしたい。

最初に、1843年に公刊された『フランスの市庁制度』を見よう。シュタインはここでまず、今日のフランスの歴史記述の中心となった重要かつ影響力の大きい2人の人物としてギゾーとティエリを紹介し、とりわけギゾーを「注目すべき、信念の堅いひと」と呼んでいる。⁽¹³⁾

ギゾーは、とシュタインは述べる、そのヨーロッパ文明論において祖国の偉大さと意義について語り、フランスがヨーロッパのすべての教養の担い手であり中心であるという。その際、ギゾーは

文明の理念を初めてフランスの歴史の基礎にまで高め、国家や教会、王政、憲政、社会生活をそれらに共通する高次の法則の手に委ねた。ティエリが専政との闘いを美しく描いたとすれば、ギゾーはその内的必然性と正当性を論じた。こうしてギゾーは、フランスの誇り高き国民感情を喚起し、あらゆる年齢あらゆる階層の聴衆から拍手喝采を浴びた。かれの語ったことは教養ある学識世界の普遍的財産となった。

シュタインがここでなぜこれほどまでにギゾーを高く評価するかというと、それはシュタインがギゾーの著作を法史に関するフランスの数少ない文献の1つと考えるからである。シュタインによれば、「ゲルマン・ヨーロッパの全民族のなかでフランスはまだ法史を持たない唯一の国」⁽¹⁴⁾ なのであった。フランスで唯一の例外として挙げられるのが1839年に公開されたラフェリエルの著作であるが、法史も含めてフランス法学に関する文献はドイツにはほとんど伝えられていないとシュタインは他の論文でも書いている。⁽¹⁵⁾ だからこそ、ギゾーらの文献からもっと積極的に学ばなければならない、と。⁽¹⁶⁾ そして、シュタインは『一般文芸新聞』に、フランス帝国史ならびに法史に関する多数の文献を取りあげた書評を連載する。そのなかでも、いま最後に一言紹介した1844年5月号掲載の書評はギゾーに言及するところが多い。

シュタインがこの書評論文で取り挙げるギゾーの著作は、1841年に第5版が公開された『マブリのフランス史論』(*Essais sur l'histoire de France de l'Abbé de Mably*)と『現代史講義』『フランス文明史』である。シュタインは、上に言及した論文同様、ここでもまずはギゾーの歴史家としての仕事を評価する。たとえば、「ギゾーは、フランク人(Franken)の法史を国家史のなかに初めて位置づけたが、それも一般的な決まり文句やたんなる傾向の指摘にとどまらず、その固有の形式と概念をもってしてそうした」とか、「ギゾーは、土地の状態(*état des terres*)と人びとの状態(*état des personnes*)と政治的制度とを歴史のなかの独立の項目として取りあげた最初の人である」、あるいは「ギゾーは、フランスの本質はゲルマンの起源を有することを自覚せしめた最初の人である」、「ギゾーによって初めて、ドイツの文献がこれまで本質的に閉ざされていた領域にまで踏み込むことになった」、「ギゾーは、ドイツ人の仕事を知っていただけではなく、それを熱心に、しかも適切に利用した」、等々というように、いわば絶賛である。文明論についてもつぎのように述べる。ギゾーの本来の仕事はその文明史に見られる。かれは文明の理念を歴史の頂点に据えた。文明とはあらゆる出来事の永続的な基礎をなすものであり、この理念のなかに、民族、国家、法、人倫などが現れ、それがより大きな全体の契機となる、等々。

だが、このようなギゾー評価だけであるならば、われわれはここでふたたびギゾーを取り上げる意味はない。他の論文には見られないギゾー評価がなければならない。そしてそれはつぎの叙述に見られる。文明を論じるには2つの点に注意しなければならない。1つは民族の個性(*Volksindividualität*)の考察であり、もう1つは歴史の総体性(*Totalität der Geschichte*)の把握である。—これはギゾーの言葉なのか、それともシュタインの言葉なのか、必ずしも明確ではない。—シュタインは続ける。ギゾーは、メロヴィンガー王朝時代の民族の状態を論じ、これまでフ

ランク人の歴史のなかに完全に埋没していたブルグンド人と西ゴート人をフランク王国〔フランス〕におけるゲルマン的生活の独立の契機として捉えた。むかしのフランス人がフランク人しか知らなかったように、ドイツ法史も、フランク人、ブルグンド人、ザクセン人、アレマン人などではなく、ゲルマン人しか知らないから、ギゾーから学ぶべきことはたくさんある。このように述べて、シュタインは「血統による国民性 (Stammesnationalität) に注目する必要性を訴える。

シュタインによれば、フランスの国民性がドイツの国民性から生まれたという事実を知らなければならぬ。フランク人はバルバラ〔未開人〕でありゲルマン人である。どちらもフランク王国〔フランス〕の胎児である。ローマとゲルマンの中心に位置するこのフランク王国が、歴史の基礎である文明の担い手となったのであり、イギリス、ドイツ、その他がこれに続いた。時代的に見ても精神的に見ても、フランク王国は、ローマがバルバラの前に滅んで以来生じたすべてのことの中心であった。このようにシュタインは、ギゾーに倣って (?), 述べている。⁽¹⁷⁾

このように見てくると、シュタインがなぜギゾーの文明論を高く評価するのがおぼろげながらわかってくる。すなわち、「文明」という概念を使えば、フランスもゲルマン世界に包摂しようとシュタインは考えたのだ。1842年の『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』には、ドイツという枠をはるかに越えたゲルマン世界が何度も語られている。たとえば、「ヨーロッパの或る国民のどんな深刻な運動も、その国民固有のものとは言えず、したがってそれが一国民の範囲を越えて広がるのはけっして偶然の現象ではない。ゲルマン世界の大種族にはみな共通の生活要因があるから、或る点で新しい展開が始まる動因をみな感じている」(S.IV./4頁)と。ここではゲルマン世界はヨーロッパの別名である。もっとも、「われわれの時代、すなわち現在のゲルマン・キリスト教時代」(S.12./24頁)という表現には、ヘーゲルによる歴史区分、すなわち「東洋」と「古代ギリシア・ローマ」と「キリスト教・ゲルマン」を想起させるから、ゲルマンはたんに地理的範囲を意味するだけではなく一つの時代区分だと捉えることもできる。「産業が真にゲルマン的現象であることは、産業の深遠な内容を追究すればわかるであろう」(S.80./106頁)という言葉は、そのように受けとめることもできる。しかしまた、「ゲルマン諸民族のなかにしかあのプロレタリアートは存在しない。ロシアはプロレタリアートを知らないし、トルコもそれを知らない。アジア、しかもほとんど人口過剰な中国、さらにアフリカや南アメリカでも、プロレタリアートはまったく知られていない」(S.73./26頁)という文章を見ると、シュタインがゲルマン世界を地理的に考えているように読める。だが、あらためて言うまでもなく、この「地理」はきわめて政治的なものである。

当時の政治的な地理解釈の例として、ヤーコブ・グリムの場合を見てみよう。かれはこの点でかなり過激なドイツ中心主義者のようである。グリムの主張に反対するデンマークの著作家ヴォルゾーエの抗議文からそれはうかがえる。「ドイツで最も有名な人物の一人、言語学者のヤーコブ・グリム教授は、ドイツと他の大部分のヨーロッパの間の政治的諸関係を覆すような大発見をした。グリム氏は、ドイツ文法とドイツ語方言を研究していて、譲渡できないドイツ民衆法が存在するのを見つけたらしい」という文章でそれは始まっているが、ヴォルゾーエが伝えるところによると、グリ

ムは、「いまドイツ語が語られているすべての地方だけではなく、ドイツ語ないしドイツ語方言がたとえ1000年以上前のことであってもかつて語られたことのある地方も、それどころか、現在のドイツ人と遠縁の1民族が一度でも住んだことのある地方をも占有することはドイツの権利だ」、と主張している。フランクフルト国民議会でグリムは、「ドイツはたんに係争中のシュレスヴィヒ公国だけではなく、その北にあるユトランドにも権利要求できるのであり、ユトランド半島全体はもともとすでに純粋にゲルマン民族が住んでいた所であって、したがってユトランドのデンマーク人はドイツ領土への侵入者である」と演説した。かれの1848年刊の『ドイツ言語史』はこれをさらに発展させ、もともとユトランド人は純粋にドイツ人の先祖だったのだ、などと書いている、と。だが、言うまでもなく、とヴォルゾーエは反論する、1000年以上前からデンマークの国境は、シュライ〔バルト海からシュレスヴィヒまで細長く延びているフィヨルド〕とアイダー川との間にあるダーネヴィアケなのだ、と。⁽¹⁸⁾

ヴォルゾーエはシュレスヴィヒ・ホルシュタイン独立運動に反対し、デンマークの立場からこのような発言をしているのだが、シュレスヴィヒのエッケルンフェルデ出身のシュタインは、当然のごとく、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン主義の立場に立つ。シュレスヴィヒとホルシュタイン両公国を一体のものとし、それをデンマーク王国連合から独立させ、ドイツ連邦に帰属させようとする運動が1848年3月の臨時政府樹立を頂点として展開されたが、シュタインはドイツ海軍設立委員や臨時政府のフランス特使となるなどしてこの運動に積極的に関わった。また、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン独立運動のために数多くの著書、論文、新聞記事などを書いた。これらの運動をとおしてシュタインは一つの遠大なヨーロッパ統一構想をまとめた。それによれば、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク三国をスカンジナビア同盟として統一し、他方シュレスヴィヒ・ホルシュタインはドイツ連邦に組み込んでバルト海の平和と友好を確立するという。⁽¹⁹⁾ それは、大国であるロシアとイギリスの脅威からヨーロッパを防衛するためである。これを実現するためにはフランスの同意が不可欠だった。1848年7月、シュタインはパリでフランス語によるパンフレットを作成し、フランス国民に訴えた。⁽²⁰⁾

「自由の名において私はフランスの諸君にお願いする。それは無駄にはならないと確信する。われわれシュレスヴィヒ・ホルシュタイン国民がフランス国民を信ずるのは、諸君こそ国民の自己決定権を旗印に立ち上がり、堪えがたい抑圧に抵抗する権利を獲得した最初の国民だからである。」

「われわれは、諸君の共感を得ていることを知っている。自由の戦いの合図をしたのはまさにフランスだった。われわれはこの合図を聞き、フランスの例に倣ったのだ。われわれはわれわれの権利と自由を守った。われわれはそれをさらに可能なかぎり守りつづけるだろう。」

だが、時はすでに遅かった。シュタインがパリへ向けて旅立つ少し前にすでにカヴェニャック將軍がパリで革命勢力を鎮圧していたからである。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府の試みは果たせなかった。シュタインの訴えはフランスでほとんど無視されたばかりか、フランス政府はシュレスヴィヒ・ホルシュタインよりもデンマークを支持した。というのも、かれらはドイツ勢力

の拡大を恐れたからである。シュタインはドイツ人に対しても強く訴えかけた。⁽²¹⁾

「シュレスヴィヒ・ホルシュタインはデンマーク王国に対抗するに十分強く、それは2倍とも言える。だが、デンマークの側に立つ3つの勢力〔ロシアとイギリスとフランス〕の共同意志と並んでは消えてしまう。そのときシュレスヴィヒ・ホルシュタインの助けになりえ、またそうするであろう勢力がただ1つある。それがドイツだ。」

シュレスヴィヒ・ホルシュタインとドイツとの連帯の強化こそ、フランス国民を最も恐れさせ、かつ嫌悪感と反発を煽る原因であった。そのことをシュタインは理解できなかった。かれは自らのヨーロッパ政治戦略に固執した。だが、この戦略に反対したのは、ロシア、イギリス、フランスだけではなく、じつはシュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府が頼みの綱としていたプロイセンこそがその最大の敵になるのだった。プロイセンのヴィルデンプルッフ少佐は1848年4月8日、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府がデンマークとの戦争に踏み切った日の2日後、デンマーク政府に対して秘密の覚書を送っていた。そこには、プロイセンがシュレスヴィヒ・ホルシュタインで戦争を行っているのは、シュレスヴィヒとホルシュタイン両公国をデンマークから奪い取るためではなく、ドイツ国内の急進的および共和主義的分子と戦うためにほかならない、と書かれていた。

その後、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府は敗北し、シュタインらこの運動に参加したキール大学教員の多くが職を追われた。1854年つてを得て、シュタインはオーストリアのウィーンへ移り、ウィーン大学の国家学と財政学の教授として後半生を過ごすことになった。いわゆる大ゲルマン主義の立場をとっていたシュタインにとっては格好の地に新たな活動の場を得たわけだが、その後の歴史がすでに示しているように、ヨーロッパはプロイセンによる小ゲルマン主義によって再編され、ドイツも1871年にプロイセンの手によって統一された。そして、その後帝国主義戦争へと突入し、ヨーロッパの平和と友好は20世紀後半まで待たなければならなかった。シュタインが思い描いたヨーロッパは、いま、大ゲルマンとしてではないが、欧州連合として実現されることになった。⁽²²⁾ すなわち、文明の発展が、社会主義や共産主義としては実現しなかったが、狭い民族の枠を越えた共同体実現のために新たな一歩を踏み出すまでに至ったと言えるだろう。

・本稿は、1997年度東洋大学文学部教養課程海外長期研究ならびに同年度井上円了記念研究助成金による研究成果の公開のつづきである。

・本稿執筆に際し、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館所蔵「ローレンツ・フォン・シュタイン遺稿」ならびにキール大学ローレンツ・フォン・シュタイン行政学研究所所蔵「シュタイン文庫」(当時)を利用した。記して感謝したい。

註

(1) 柴田隆行「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題と三月革命」(的場昭弘・高草木光一編『1848年革命の射程』御茶の水書房、1998年、同「キール大学法学部とシュタイン(上)(中)(下)」(『東洋大学紀要教養課程篇』第36号、1997年、同第38号、1999年、同第39号、2000年)を参照されたい。

(2) シュタインがパリ留学中に読んだと想定される著書について、タシュケはこの抜粋ノートへの引用を手がかりにして次のものを挙げている(Taschke, Heinz: *Lorenz von Steins nachgelassene staatsrechtliche und rechtsphilosophische Vorlesungsmanuskripte*, Heidelberg 1985, S.36)。

E. Lerminier: *Intorduction générale à l'histoire du droit*, 1829; M. Guizot: *Histoire de la Civilisation en France*, 1840; Abbé de Montgaillard: *Histoire de France (von 1789-1825)*; Baron Derpin: *Histoire de l'administration civiale*, Paris 1824; Augustin Thierry: *Reciti des temps Merovingiens précédés de considerations sur l'histoire des France*, Paris 1840; Guizot, Aug.Thierry et de Barante: *Histoire de France d'apres les plans*, Paris 1834; Comte d. Peyronnet: *Histoire des France*, Paris 1835; Amadeé Thierry: *Histoire des Gaulois*, 1.Aufl. 1828, 2.Aufl. 1835; Amadeé Thierry: *Histoire de la Gaule*, 1840; Gramé d. Cassagnai: *Histoire des Classes nobles et des Classes anablies*, Paris 1840; Aug. Thierry: *Histoire de la conquete de l'Anglet. par les Norm.*, Paris 1825; P.A.Tenet: *Remeil complet des Travaux preparatoires du Code Civil*, Paris 1827.その他判別困難なもの。というのも、シュタインはしばしば略字を使用するからである。

(3) 1846年の『労賃論』と1848年の『今日のフランスにおける社会主義と共産主義 第2版』にそれは顕著に見られる。詳しくは、柴田隆行「ローレンツ・シュタインの労働概念」(『東洋大学紀要教養課程篇』第33号、1994年)を参照されたい。

(4) 以下、本書からの引用は、石川三義・石塚正英・柴田隆行訳『平等原理と社会主義—今日のフランスの社会主義と共産主義』(1990年、法政大学出版局)を用いる。この節における本書からの引用は、本文中にその原文頁と邦訳頁のみ記載する。

(5) Stein, Lorenz: *Proletariat und Gesellschaft. Text nach der zweiten Auflage von "Der Socialismus und Kommunismus des heutigen Frankreichs" (1848)*. Herausgegeben eingeleitet und kommentiert von Manfred Hahn, 1971 München, S.207.

(6) 大井正「ヘーゲル学派とローレンツ・シュタイン」(大井正・西尾孝明編著『ドイツ社会主義研究』1989年、頸草書房、所収)、91、96頁。

(7) 同上107と113頁。

(8) ここで、個々の人格(Personen)ではなく、人格一般すなわち人格性(Persönlichkeit)という概念が使われている点に注目しなければならない。この概念の区別はカントに遡るが、詳細はいまは省略する。一言でいえば、人格は個人を、人格性はいわば類的存在ないし関係存在を意味する。シュタインの人格性概念については、柴田隆行「ローレンツ・シュタインの人格性概念について」(『東洋大学紀要教養課程篇』第31号、1992年)、カントの人格性概念については、同「マルクスの人格性概念について」(『理想』第662号、1999年)を参照されたい。

(9) シュタインの社会主義と共産主義に関する理解については、柴田隆行「ローレンツ・シュタインの社会主義観」(『社会思想史学会年報—社会思想史研究』第16号、1992年)、同「社会主義をめぐる理論と実践—ヘス対シュタイン」(『理想』第653号、1994年)、同「1840年代のドイツの社会主義と共産主義—ローレンツ・シュタインによる概括を通して」(『情況』第2期第6巻第2号、1995年)、同「社会主義と共産主義という言葉—1840年代のドイツ」(篠原敏昭・石塚正英編『共産党宣言—解釈の革新』御茶の水書房、1998年)を参照されたい。

(10) 安土正夫訳『ヨーロッパ文明史 ローマ帝国の崩壊よりフランス革命にいたる』(みすず書房、1987年)を参照。本文に示した引用頁は本訳書からのものである。

(11) Ibrahim, Katharina: *Gesellschafts- und Geschichtstheorie Lorenz von Steins. Herausbildung, Formierung und Wandel seiner Ansichten zwischen 1830 und 1856*, Kiel 1993, S.27.

(12) イブラヒムは、この見解をつぎの研究に負っているという。H.-P. Jaeck: *Gesellschaftsbildung als historiographisches Problem, Analysen und Erkenntnisse des Restaurationshistorikers Francois Guizot*, in: *Jahrbuch für Geschichte*, Berlin 1988, S.245.

(13) Stein, Lorenz: *Die Municipalverfassung Frankreichs*, Leipzig 1843, S.22.

(14) *ibid.*, S.3.

(15) Die Reichs- und Rechtsgeschichte Frankreichs, Collection des documents inédits sur l'histoire de France publiés par ordre du Roi et par les soins du Ministre de l'instruction publique. Première série, Histoire politique, in: *Allgemeine Literatur-Zeitung*, Juli 1843.

(16) Die Reichs- und Rechtsgeschichte Frankreichs, 3ter Artikel, Etudes sur l'histoire, les lois et les institutions de l'époque Mérovingiennes par M.J. de Pétigny u.s.w., in: *Allgemeine Literatur-Zeitung*, Mai 1844.

(17) シュタインはこれに関連させて、ギゾーがドイツの歴史法学派の代表であるサヴィニーを批判していることに言及する。ギゾーによれば、サヴィニーはその『ローマ法史』において歴史資料を集めるために必要なことは何でもしたと言われてはいるが、この著作のどこを見てもそこに哲学的真理も詩的真理も見あたらない。シュタインはこれに続けて、イギリス人が欠落を表現するのに虚偽の陳述を持ち出すのは不当だというギゾーの言葉を引用する。そして、「フランスの『既成事実 (fait accompli)』の代表者は、ドイツの歴史的事実の人とは違うということがわかる」とコメントしている。このコメントは肯定的なものなのか否定的なものなのか。もしギゾーのサヴィニー批判は正しいとシュタインが評価しているとするれば、サヴィニーのように歴史記述のために何でもかんでも史料を集めれば良いというものではなく、ギゾーのように、文明史としてであれ一定の再構成が必要だとシュタインは考えていると推測できる。しかし、「既成事実」という言葉に揶揄的なニュアンスが込められていると捉えれば、ひとがまちがいを犯すことは十分ありうるのであって、それをも認めようとしないうるギゾーの考えは杓子定規だと非難しているようにも受け取れる。

(18) Worsaae, J.J.A.: *Protest eines Jütländers gegen Jacob Grimms neues deutsches "Volksrecht"*. Übersetzt von Theodor Schorn. Copenhagen 1850.

(19) Stein, Lorenz: Deutschland und die skandinavische Union, in: *Deutsche Vierteljahrsschrift*, 1850, Heft 2, 2.Abtheilung.

(20) Stein, Lorenz: *La Question du Schleswig-Holstein*, Paris 1848.

(21) Stein, Lorenz: Die Großmächte und die Schleswig-Holsteinische Angelegenheit, in: *Deutsche Vierteljahrsschrift*, 1847, Heft 4.

(22) シュタインのヨーロッパ統一構想と現在の欧州連合との関係については、Bodo Richter: *Völkerrecht, Außenpolitik und internationale Verwaltung bei Lorenz von Stein*, Hamburg 1973, Werner Schmidt: Der junge Lorenz von Stein zwischen Nationalität und Europa, in: R.Schnur (Hrsg.), *Staat und Gesellschaft. Studien über Lorenz von Stein*, Berlin 1978. Bodo Richter: Lorenz von Steins Gedanken zur Deutschen Einheit, in: *Lorenz von Stein 1890-1990; Akademischer Festakt zum 100.Todestag*, hrsg. von Albert von Mutius, Heidelberg 1992に詳しい。

Resümee:

Wie studierte der junge Stein die Geschichte der sozialen Gedanken? (1) Guizot

Takayuki SHIBATA

Lorenz Stein studierte in Paris zwischen den Jahren 1841-1843 nicht nur die französische Rechtsgeschichte, sondern auch die sozialen Probleme seit der Revolution sowie die neuen Sozialgedanken wie den Sozialismus und Kommunismus. Außerdem las er damals viele Werke über die Geschichte der Sozialgedanken; z.B. die Werke von Aristoteles, Montesquieu, Hobbes, Rousseau, Voltaire, Guizot, Adam Smith, List und vielen anderen mehr. Das ergibt sich, wenn man die Exzerpte in den Nachlassen Steins und die Notizen auf den Seiten der Bücher, die Stein gehabt hat, liest. Was Stein in Paris und einige Jahre später in Kiel studiert hatte, hatte einen entscheidenden Einfluss auf sein spätes wissenschaftliches System. Also will ich hier mich über die von Stein angenommenen Gedanken von Guizot, Aristoteles, Rousseau, Smith und List auseinandersetzen.

Zuerst behandle ich Guizot. Ihn erwähnte Stein in seinen folgenden Werken; *Die Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs* (1842), *Die Municipalverfassung Frankreichs* (1843), und seine einige Buchbesprechungen über die französischen Literaturen.

In diesen Werken behandelte Stein Guizot als Historiker der Civilisation. Er sagt, Guizot fasse die Civilisation in dem Sinne auf, wie man sie gewöhnlich anzusehen pflege. "Eben das Wesen des germanischen Proletariats kann auf keine Weise ganz verstanden werden, wenn man sich nicht über das, was die Civilisation ist, eine feste Ansicht erworben hat" (S.16). Stein versuchte, den Sozialismus und Kommunismus in der Geschichte der Civilisation in Europa zu verstehen. Aber er veränderte den ganzen Inhalt des ersten Teils der ersten Auflage. Manfred Hahn sagt im Nachwort von *Proletariat und Gesellschaft* (1971), "(...) einleitende Kapitel der ersten Auflage, das kurz vom Proletariat handelt und mit weitschweifigen Reflexionen über den Begriff der Civilisation belastet ist. Unter Verzicht auf diese Reflexionen sind jetzt die

brauchbaren Ansätze zu einer vierteiligen Theorie entfaltet, die ein wesentlich weiteres Feld beleuchtet als die Skizze von 1842 über das Proletariat” (S.207). Ich meine anders. Die Reflexionen Steins über die Civilisation sind für die Auseinandersetzung mit den damaligen sowie heutigen Sozialgedanken immer noch wichtig. Man muß also noch genauer untersuchen, wie Stein über den Begriff der Civilisation reflektiert.

Bei der Verfassung dieser Abhandlung habe ich den Nachlaß Lorenz von Steins in der Schleswig-Holsteinischen Landesbibliothek zu Kiel und die Bücher Steins in der Bibliothek vom Lorenz-von-Stein-Institut für Verwaltungswissenschaften an der Christian-Albrechts-Universität zu Kiel benutzt. Der Landesbibliothek und diesem Institut danke ich sehr.